

農林水産分野における地域知的財産の活用と活性化戦略の構築

Strategy and Use on Intellectual Property in Agriculture, Forestry and Fisheries

成 肇 政

Kijung SUNG

〈 目 次 〉

- I. はじめに
 - II. 知的財産権の意義と体系
 - II-1. 知的財産権の意義
 - II-2. 知的財産権の種類
 - III. 知的財産の経済的価値評価へのアプローチ
 - IV. 日本における知的財産政策の動向
 - IV-1. 知的財産政策の動向
 - IV-2. 知的財産推進計画2010
 - IV-3. 大学の知的財産の管理・活用と課題
 - V. 農林水産分野における知的財産の活用
 - V-1. 農林水産業における知的財産
 - V-2. 農林水産分野における知的財産関連政策
 - －知的財産戦略・ブランド化総合事業－
 - V-3. 長野県における農林水産分野の知的財産の活用事例の考察
 - －南信州の市田柿の事例分析－
 - VI. 農林水産分野における知的財産の活性化戦略
 - VI-1. 農林水産業における知的財産の開発方向
 - VI-2. 農林水産分野における知的財産の活性化戦略の構築
 - VII. おわりに
- [付記]
【主要参考・引用文献】

I. はじめに

高度知識情報化社会の急速な進展にしたがい、過去の主な生産要素であった労働や資本より知識(knowledge)が一層重要な生産要素として浮き彫りされ、知識と関連した技術開発を巡り国家間の競争がますます激しくなっている。

昨今のような高度知識経済社会では、知識創造活動(知的財産活動)によって生み出された価値ある情報といえる知的財産が、個人や企業組織にとって収益を得ていく資源としてきわめて重要視されている。そして、高度知識情報化社会の知識基盤経済においてナレッジの創出と迅速な活用・拡散・再創造は持続可能な経済成長のコアとなっている。このことにより先進国を中心に世界各国政府は研究開発に対する投資の拡大などの支援のみならず、自国の知的資産を体系的に管理・保護するために知的財産権関連法規の整備強化を図っている。

日本の農林水産業は経済のグローバル化に伴う競争の激化、農業労働力の非農業部分への流出による基幹的農業従事者の急激な減少、それに伴い高齢化や過疎化の進展、そして国民への食料の安定的な供給にも大きな支障を来している。

このような中で、農林水産業の競争力の強化と地域経済活性化のためには知的財産を継続的に創造(発掘)し、それを保護しながら有効に活用していくことは不可欠なことである。

なぜ、今、農林水産分野における知的財産の創造・保護・活用活動などに注目し、政府も政策的な支援を行っているのか。それにはまず第1に、日本の重要な知的財産が海外に流出し、日本の農林水産業に甚大な影響を与えるかねない事態が発生しているからである。近年、海外に進出している日本の農林水産物・食品企業において、現地で知的財産権を侵害されている例が多発し、少し古いデータであるが、2002年の特許庁の調査では、食品企業のうち知的財産権侵害があったと約3割が回答し、そのうち、商標権侵害が7割超、特許権・実用新案権侵害が3割弱となっている。たとえば、育成者権を侵害^{【註1】}している豆、サクランボ、カーネーションなどの苗が海外に流出^{【註2】}し、日本に逆輸入されている。また、海外市場において日本産品と中国などの産品が競合していること、そして、外国産「和牛」^{【註3】}が流通されていること^{【註4】}などを挙げることができる。

第2に、諸外国との付加価値競争の激化を挙げることができる。そのため、日本国内での品質向上などの技術開発、知的財産創造が急務であろう。すなわち、中国などの途上国でも品質改良、技術開発などを実施しており、量だけではなく質の面でも競争が激しくなっている。そして、消費者の品質、安心・安全に対する意識の高まりもその背景になっている。

【註1】農林水産省においては、育成者権制度の活用などを促進するための措置として、①権利関係マニュアルの作成・配布、ホームページへの関係情報の掲載などによる育成者権者への情報提供、②育成者権侵害などに関する相談窓口の設置、③パンフレットの配付、説明会の開催などによる農業者、流通業者などに対する普及・啓発などが実施されている(農林水産省の育成者権侵害対策研究会報告による)。

【註2】日本で育成者権を取得した植物の新品種の種苗が、中国などに無断で持ち出され、栽培される事案が発生した。熊本県が権利者であるい草「ひのみどり」、北海道が権利者であるいんげんまめ「雪手亡」などである。熊本県は、平成15年12月、育成者権に基づき初の輸入差し止めを税関に申し立てた(松原明紀「農林水産省の知的財産戦略について～農林水産業・食品産業における知的財産の創造・保護・活用～」2007年11月、4頁)。

【註3】農林水産省は2006年12月18日、「和牛」と表示できる牛肉を国産に限定する食肉表示ガイドライン案をまとめた。海外でも和牛が生産されており、「外国産に和牛表示を認めると消費者が産地や品質を誤認する」と懸念したためである。国民から意見を聞く手続きをへて、今年度中にガイドラインとして確定させたいと考えた。案では、日本固有の肉用牛である黒毛、褐毛(赤毛)和種や日本短角種、無角和種の4品種か、それぞれが掛け合わされた牛で、国内で生まれ育ったことが証明できた生肉だけを「和牛」と表示して販売できるとしている。ホルステインなど別の品種の「国産牛」とは区別して表示することになる(朝日新聞2006年12月18日)。

【註4】農林水産分野知的財産研究会編『よくわかる農林水産業の知的財産権』ぎょうせい、2008年1月、173~174、184頁(農林水産省知的財産戦略)。

第3に、昨今の農林水産業などを取り巻く環境の変化を挙げることができる。すなわち、海外農林水産品との競争激化、世界的人口増加、地球温暖化、エネルギー資源の枯渇、日本国内での人口減少、少子高齢化、消費の多様化、情報化の進展、そして農外企業の農業参入などの農林水産業などを巡る状況の変化の中で、農林水産業の変革が強く求められている。このような時代のニーズに対応するための1つの方策として農林水産分野における知的財産活動が重要視されている。

このような状況を踏まえ、本稿で主に、農林水産分野における地域知的財産の活用と活性化戦略の考察を試みたものである。このため、第2節では、知的財産権の意義と種類について、第3節では、知的財産の経済的価値評価へのアプローチについて、第4節では、日本における知的財産政策の動向、とくに、「知的財産推進計画2010」と大学の知的財産の管理・保護と課題について、第5節では、農林水産分野における知的財産の活用、とくに、農林水産省の知的財産政策である「知的財産戦略・ブランド化総合事業」の考察と、農林水産分野における知的財産の活用事例として長野県南信州の「市田柿」の事例分析を行った。第6節では、農林水産分野における知的財産の活性化戦略、とくに、「新たな農林水産省知的財産戦略」の考察を行った。

II. 知的財産権の意義と体系

II-1. 知的財産権の意義

人間の営みの中で発生する様々な問題の解決のためのクリエイティブな諸活動は技術革新をもたらし、新製品や新しいサービスを創出してきた。このような人間の精神的、知的活動から作り出された結果物(成果物)をその経済的価値の視点から「知的財産(Intellectual Property)」と呼ぶ。日本の「知的財産基本法」での「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するものおよび営業秘密その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報をいう(図表1)^{【註5】}。

「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう^{【註6】}。

〈図表1〉 知的財産基本法での知的財産(権)の定義

(定義)

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作権その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

資料：知的財産基本法(平成14年法律第122号)第1章総則。

【註5】平成14年12月に法律第122号として制定された知的財産基本法第2条第1項による。

【註6】知的財産基本法第2条第2項による。

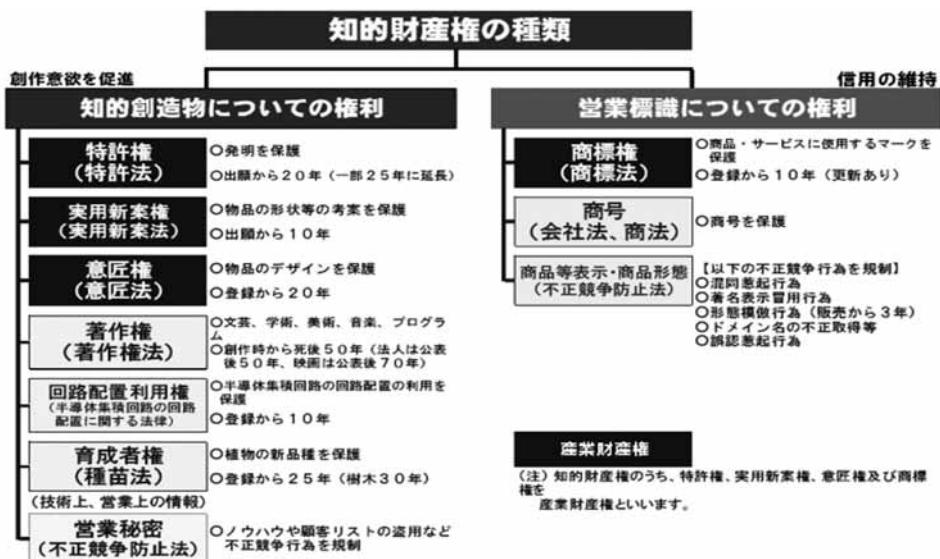
世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization; WIPO)^{【註7】}によると、知的財産権は次のような範疇を含む。すなわち、①文学、芸術的および科学的作品(literary, artistic and scientific work), ②芸術家、音楽家および放送者の実演行為(performances of performing artists, phonograms and broadcasts), ③人間の努力によるすべて分野での発明(inventions in all fields of human endeavor), ④科学的発見(scientific discoveries), ⑤意匠(industrial designs), ⑥商標、サービス標章および事業的名称と表示(trademarks, service marks and commercial names and designations), ⑦不正競争の防止および産業的、科学的、文学的、または芸術的分野においての知的な活動からの他の諸権利を含む(protection against unfair competition and all other rights resulting from intellectual activity in the industrial, scientific, literary or artistic fields)^{【註8】}。ただし、未だに認識・検証されていない物質世界に対する現象・特性、または法則の認識は特許の対象ではない。

一般的には、知的財産の範囲は明確になっているのではなく、場面によって柔軟に考えられている。最近では食文化、景観、伝統芸能なども知的財産として考えられている。

II – 2. 知的財産権の種類

知的財産権^{【註9】}には特許権や著作権などの創作意欲の促進を目的とした「知的創造物についての権利」と、商標権や商号などの使用者の信用維持を目的とした「営業標識についての権利」に大別することができる(図表2)。

〈図表2〉 知的財産権の種類



資料：特許庁のウェブサイト資料。

【註7】世界知的所有権機関(WIPO)は、スイスのジュネーブに本部を置く国連の専門機関で、1967年の「世界知的所有権機関を設立する条約」(WIPO設立条約)の施行により1970年に設立された。加盟国間の協力および他の国際機関との連携をとおして、世界中で知的財産(IP)の保護を促進することが加盟国によって定められたWIPOの職務である。WIPOは、公共の利益を守る一方で、創造に対して報い、イノベーションを促進し、そしてすべての国の経済、社会、文化の発展に貢献するバランスの取れた利用しやすい国際的なIP制度の発展に取り組んでいる。WIPOは、加盟国が知的財産権の保護を目的とした規則や実務を制定・調整するためのフォーラムとしての役割を果たしている。また、WIPOは商標や工業意匠、原産地名称の国際登録制度および特許の国際出願制度のサービス提供を行っている。多くの先進国では何世紀も前から知的財産を保護する制度がある一方で、新興国および発展途上国では、現在、特許や商標、著作権の法制度・体制を構築する過程にある。貿易のグローバル化や、急速な技術革新が進む中、WIPOは、条約の交渉、登録、執行、法的・技術的支援、研修といった様々な形で、新しい制度の発展に貢献するという重要な役割を果たしている(WIPOのウェブサイト資料による)。

【註8】WIPO(2004), *WIPO Intellectual Property Handbook: Policy, Law and Use*, p.3.

【註9】知的財産権はかつて工業所有権、無体財産権、知的所有権などと呼ばれた。

また、特許権(patent)^{【註10】}、実用新案権(utility model right)^{【註11】}、意匠権(design right)^{【註12】}、商標権(trademark right)^{【註13】}および育成者権(plant breeders' right)については客観的内容を同じくするものに対して排他的に支配できる「絶対的(排他的)独占権」といわれている。一方、著作権(copyright)^{【註14】}、回路配置利用権(right of layout-designs of integrated circuit)^{【註15】}、商号(corporate name)および不正競争防止法(Unfair Competition Law)上の利益については、他人が独自に創作したものには及ばない「相対的独占権」といわれている。

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権および商標権の4つを「産業財産権(industrial property right)」といい、特許庁が所管している。産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持することによって、産業の発展を図ることを目的にしている。これらの権利は、特許庁に出願し登録されることによって、一定期間、独占的に実施(使用)できる権利となる^{【註16】}。

【註10】特許権とは、新規の発明をした者に対して与えられる、その発明を一定期間、独占的に実施できる権利のことである。特許権は、新規性や進歩性がある発明かどうかについて特許庁の審査官が審査し、認められれば特許権が与えられ、特許権の存続期間は特許の出願から20年間となっている。特許権を取得すると、発明者はその発明をもとに商品を製造・販売したり、他人にライセンス供与するなどして利益を得ることができる。また、特許権を他者に侵害された場合には、特許侵害訴訟を提起するなどして、侵害行為の差し止めと損害賠償金請求を行うことができる(IT用語辞典バイナリによる)。

【註11】実用新案権とは、製品の形状、構造、組み合わせにかかる考案を独占的に行使できる権利で、「実用新案法」によって規定される「産業財産権」のことである。自然法則による技術思想の創作であることと、製品の形状に関する考案であることが条件で、特許権の保護対象となる発明ほどには高度ではない「考案」が保護対象となる。平成6年より施行された実用新案権新制度は無審査主義となり、出願から登録までの手続きが特許権と比べ大幅に短縮された。ライフサイクルの短い商品など、早急な保護が必要な際は特許権よりもふさわしい制度といえる(ASCII.jpデジタル用語辞典による)。

【註12】意匠権とは、知的財産権の1つで、新たに考え出された物品のデザインに対して与えられる独占的排他的使用権のことと、特許庁の登録により与えられる。最長意匠登録の日から20年間有効(平成19年3月31以前の出願は最長で登録から15年)である。

【註13】商標権とは、特定の商品やサービスなどが誰に帰属するものであるかを消費者に認識させ、そこから生まれる付加価値を確保するための権利である。他の商品やサービスと区別するための標識である商標は、文字や図形、記号などを使って表される。商標権は、特許庁に申請し、審査の結果、問題がなければ効力を発揮する。商標を取得することで、事業者は消費者に対し信用力やブランド力を与えることができる。また、消費者にとって、品質を測る指標として認識することができる。他人から商標を侵害された場合は、侵害行為の差し止め、損害賠償の請求など、法的手段により商標権を守ることができる。商標権の存続期間は、登録日から10年間であるが、10年ごとに更新を繰り返すことで、半永久的に権利を維持することができる(IT用語辞典バイナリによる)。

【註14】著作権は思想・感情の創作的表現を保護する(著作権法・ベルヌ条約・TRIPS協定)権利のことである。支分権として、複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権がある。著作隣接権としては、実演・レコード・放送・有線放送を保護する(著作権法・ローマ条約・TRIPS協定)。実演は著作物を演ずる実演家の権利(録音権および録画権、放送権および有線放送権送信可能化権、譲渡権および貸与権並びに商業用レコードの2次使用料および貸与権)のことである。レコードは物に音を固定したもの(レコード)の製作者の権利(複製権、送信可能化権、譲渡権および貸与権などに規定する権利並びに商業用レコードの2次使用料および貸与権に基づく報酬を受ける権利)のことである。放送は無線通信の放送事業者の権利(複製権、再放送権および有線放送権、テレビジョン放送の伝達権)のことである。有線放送は有線電気通信の放送事業者の権利(複製権、放送権および再有線放送権、有線テレビジョン放送の伝達権)のことである。なお、著作人格権(著作者の公表権、氏名表示権、同一性保持権)は人格権の一種であって財産権ではないが、便宜的に著作権などとともに扱われることが多い(ウィキペディアフリー百科事典)。

【註15】回路配置利用権は、半導体集積回路の配線パターンや回路素子の配置パターンを保護するための知的財産権である。回路配置利用権は「半導体集積回路の回路配置に関する法律」、通称「半導体回路配置保護法」によって保護され、この法律は、今や電気が関わる製品には欠かせない半導体集積回路の権利を保護することで、健全な経済成長を促す目的の元に制定されている(iprchitekizaisan.comの資料による)。

【註16】特許庁のウェブサイト資料による。

III. 知的財産の経済的価値評価へのアプローチ

知的財産の経済的価値評価において、まず価値評価の目的^{【註17】}について明確にしておく必要がある。すなわち、報告目的の価値評価、取引目的の価値評価、そしてその他、担保貸出や訴訟および論争の解決のための価値評価などの価値評価の目的を挙げることができる。

古典的(伝統的)な知的財産の価値評価手法としては、一般的にマーケット・アプローチ法、コスト・アプローチ法、そしてインカム・アプローチ法の3つの方式を挙げることができる(Taplin, 2004)。

まず、マーケット・アプローチ(market approach)^{【註18】}はマーケットで行われる知的財産の取引の結果に基づいて価値を算定する方法である。すなわち、市場価値を導く評価技法の1つである。この手法は将来の利益やリスクを反映しており、しかも容易に客観的な評価ができる^{【註19】}というメリットがある。

この方法は、類似した事例が存在しなければ使用することができない。たとえば、マーケット・アプローチは対象不動産と類似した最近の売買事例がある場合、典型的な売渡者は類似売買事例の価格以下では売ろうとしないし、買受者もそれ以上の価格では買おうともしないことを論理的根拠としている。また、正常な市場での取引ではなく、特殊な事情が介入された市場取引には適合されない。すなわち、類似の知的財産の市場での取引事例の発見や、評価しようとする知的財産に適用するまでの調整、企業(事業)全体の評価額を個別の知的財産に配分する場合の妥当性などの点で困難がある^{【註20】}。

このアプローチを適用するための前提条件として、まず第1に、比較可能な評価対象の知的財産の活発な取引のある市場の存在、第2に、過去に比較可能な知的財産の取引事例の存在、第3に、比較可能な知的財産の取引情報へのアプローチ可能、そして第4に、独立の当事者間の取引であるべきことなどを挙げることができる。

次に、コスト・アプローチ(cost approach)は評価対象の知的財産の形成に使用される各種所要費用(cost)に基づいて評価対象の知的財産を評価する方法である。評価対象の知的財産を現時点で再創造、再獲得するのに要する諸費用を合算し、これに減価修正を加え、評価対象のもつ価値を算定し、評価する方法である。すなわち、評価対象の知的財産の価値は新しい資産を購入、開発するコストと耐年期間中に得られる経済的利益の価値が一致する仮定下に、評価対象の知的財産がもたらす将来の経済的利益の再調達に必要なコストのことである^{【註21】}。

自社内で開発された技術などについて、開発などにかかった研究開発費をもって当該技術の経済的価値を認識する場合や、他社から購入した技術などの知的財産については、取得原価をもって当該知的財産の経済的価値を認識する場合^{【註22】}は、このアプローチが有効である。

このアプローチによると、客観的な評価ができる。これは対価として支払った金額、あるいは開発に要したコストは、簡単に集計・計算できるからである。反面、このアプローチには、知的財産がもたらす将来の利益やリスクを必ずしも反映していないというデメリットもある^{【註23】}。

【註17】一般的に、知的財産を評価する目的としては、M&Aにおける評価、財務会計上の評価と開示、税務上の評価、売買価格決定における評価、実施許諾における評価、担保価値の評価、権利侵害訴訟における評価、そして内部管理目的の評価などを挙げることができる(渡邊, 2002, 214頁)。

【註18】このアプローチ法は市場事例アプローチ法、売買事例アプローチ法ともいう。

【註19】渡邊(2002), 213頁。

【註20】鈴木(2006), 80頁。

【註21】金ホンス(2005), 42~43頁。

【註22】鈴木(2006), 80頁。

【註23】渡邊(2002), 212頁。

コスト・アプローチには原価法(ヒストリカルコスト法)^{【註24】}、再構築費用法(リプレイスメントコスト法)^{【註25】}などがある。

インカム・アプローチ(income approach)は評価対象である知的財産から発生する未来キャッシュ・フロー(future cash flow)の現在価値(present value)の和として知的財産を評価する方法である。すなわち、このアプローチは、知的財産の公正な市場価値がその知的財産の所有による経済的利益の現在価値と等しいという論理に基づいている。このアプローチを適用するためには、経済的利益の規模、時期、持続期間、趨勢、そして危険度などを考慮すべきである。そして、収益ないし純キャッシュ・フローと関連しては残存耐用年数、収益性、競争度、経営経済環境、追加投資規模などであるし、リスクと関連してはインフレ率、流動性、実質利子率、危険割増率などが検討されるべきである^{【註26】}。

このアプローチはマーケットで与えられたデータに基づいているのでコスト・アプローチより客観的で、正確であるといえる手法である。また、知的財産の特性により項目を別途に修正する必要がないのでマーケット・アプローチに対してもメリットをもっているといえる^{【註27】}。

IV. 日本における知的財産政策の動向

IV-1. 知的財産政策の動向

政府においては、科学技術活動の成果が経済活動の活性化や地域社会に貢献する「科学技術創造立国」^{【註28】}を目指し、総合科学技術会議（平成12までは、科学技術会議）の下、平成10年に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」が、平成11年に「産業活力再生特別措置法」が制定されるなど、様々な取り組みが進められてきた^{【註29】}。

そして2002年2月、小泉首相(当時)の施政方針演説において、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、日本産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」と表明した。同年3月、首相を本部長として民間の有識者を加えた「知的財産戦略会議」を設置し、同年7月に「知的財産戦略大綱」をとりまとめ、これを受け、同年12月に「知的財産基本法」を制定した。

そして、改革の第1期（2003年～2005年）は、商標法、種苗法の改正など基本的な制度改革と、産学官の協力体制の整備を中心に実施し、2006年からの第2期は、「世界最先端の知財立国を目指す」との目標の下、改革の実効を上げ、国際競争力強化につなげる施策を行ってきた。

【註24】このアプローチは、評価対象の知的財産の保有に至るまでにかかった費用を合わせたものが知的財産の価値であるという考え方に基づいている。

【註25】このアプローチは評価対象の知的財産を再度作成すると仮定した場合に必要なコストを知的財産の価値であるという考え方に基づいている。

【註26】Lim(2002), p.71.

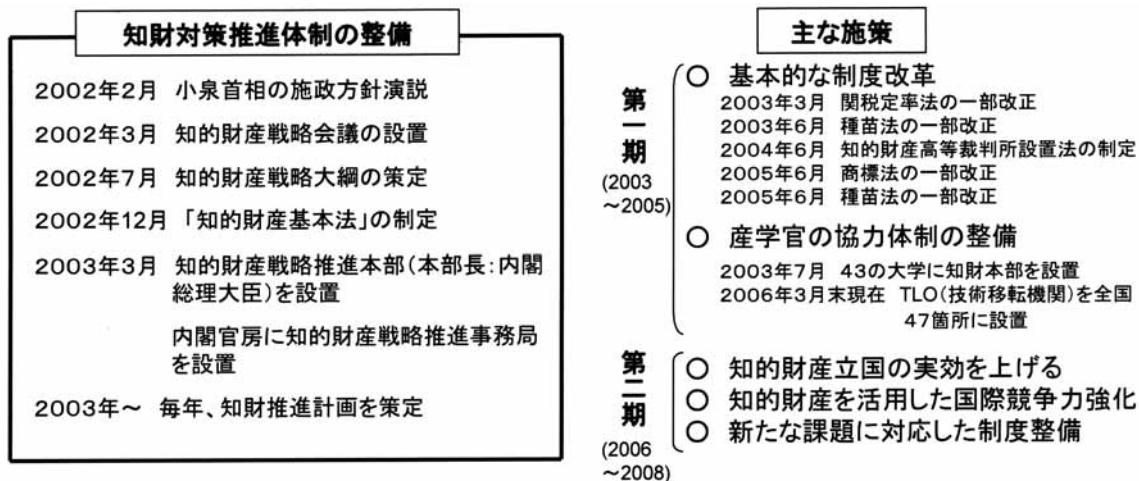
【註27】Lim(2002), p.40.

【註28】科学技術創造立国とは、一言でいえば科学技術の振興によって日本が国際貢献を果たすことである。自然資源の乏しい日本では、科学や技術などの知的資産を活用して国を立てようとしている。このような考え方のことを「科学技術創造立国」という。国の科学技術政策は、10年や20年先の長期的ビジョンに沿って、計画を立案することが求められる。そこで、商品開発に力を注ぐ民間企業と並行して、基礎科学や応用技術に対する政府の役割が期待されている。政府は、科学技術基本法に基づき、第2期となる基本計画を決定し、この基本計画によると、今後5年間で、國の研究開発投資として24兆円の計上を目標にしている。とくに、ライフサイエンス、情報通信(IT)、環境、材料・ナノテクノロジーの4分野を重点的に投資するとしている。また、今後50年で30人のノーベル賞研究者を出すという大胆な目標も掲げ、設備投資にとどまらず、人材育成にも力を注ぐようである(weblio辞書)。

【註29】「神奈川県知的財産活用促進指針」2006年7月、2頁。

第2期の終了に際し、知的財産による競争力強化専門調査会およびコンテンツ・日本ブランド専門調査会は、これまでの知的財産政策に関するレビューおよび第3期（2009年度～2013年度）における知的財産戦略の基本方針の在り方について検討を行い、共同で「第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について」（2009年3月31日）を取りまとめた【註30】(図表3)。

〈図表3〉政府としての知的財産体制の整備と主な施策



資料：「農林水産物・食品の地域ブランド化の推進に向けて」農林水産省、2009年2月、1頁。

IV-2. 知的財産推進計画2010

知的財産推進計画2010【註31】は、新成長戦略【註32】とも連動し、日本の優れた技術を保有している特定戦略分野における国際標準の獲得や知的財産の活用とともに、日本が強みを持つ文化力【註33】を成長産業として国際展開を推進していくこと、そしてさらに、個別産業の施策を支援するための産業横断的な施策を実施することにより、技術力（ものづくり力）と文化力（表現力）の総合力を活かすこと目的としている。

これらを達成するために、国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得をつうじた競争力強化、コンテンツ強化を核とした成長戦略、知的財産の産業横断的な強化策を3本柱としている。この3本柱の戦略について少し詳しく紹介すると次のとおりである。

まず【戦略I】として、国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得をつうじた競争力強化である。今後、世界的な成長が期待され、日本が優れた技術を有する先端医療(iPS細胞、ゲノム、先端医療機器；担当府省：内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)、水(担当府省：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省)、次世代自動車(担当府省：経済産業省、国土交通省)、鉄道(担当府省：経済産業省、国土交通省)、エネルギー・マネジメント(スマートグリッド、創エネ・省

【註30】「第3期知的財産戦略の基本方針」知的財産戦略本部、2009年4月6日、1頁。

【註31】ここは、「知的財産推進計画2010」知的財産本部、2010年5月21日；「知的財産推進計画2010と特許庁の取組について」『Webとっくょ』2010年9月号(No.17)、2～3頁による。

【註32】「新成長戦略実現2011」2011年1月25日閣議決定。

【註33】「「文化産業」大国に向けて－文化産業を21世紀のリーディング産業に－」経済産業省、2010年4月、1～49頁。

エネ技術、蓄電池；担当府省：総務省、経済産業省）、コンテンツメディア（クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ；担当府省：総務省、経済産業省）、ロボット（担当府省：厚生労働省、経済産業省）などの7分野を、まず注力すべき「国際標準化特定戦略分野」として選定【註34】し、国際競争力強化【註35】につながる国際標準の獲得や、知的財産マネジメントの推進などが掲げられている。

【戦略Ⅱ】として、コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進である。日本が強みを持つ文化力を成長産業とするため、日本コンテンツ産業【註36】の海外展開を支援するとともに、コンテンツ人材基盤を強化するための施策を講じることとしている。具体的には、コンテンツの海外展開を支援するファンドの創設の検討や、コンテンツ版 COE(Center Of Excellence)【註37】の形成を支援することとしている。

また、コンテンツのデジタル化やネットワーク化に対応するため、コンテンツのための新たなメディアの創出への支援や、インターネット上の著作権侵害への対策【註38】【註39】などが掲げられている。

【戦略Ⅲ】として、知的財産の産業横断的な強化策である。ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用の促進【註40】、産学官の連携強化、イノベーションを加速するインフラ整備のための施策を講じることとしている。また、経済のグローバル化に対応するため、国際的知財システムを構築することや、「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA;Anti-Counterfeiting Trade Agreement）」【註41】の交渉妥結などの模倣品対策を講じることが掲げられている。

「知的財産推進計画2010」は、上記3つの戦略と重点施策からなり、個別におよそ100の施策を挙げ、さらに、工程表により、個別の施策の展開スケジュールが記載されている。

【註34】この選定においては、①市場の規模・成長性（現在・今後の市場規模（主として世界市場）およびその成長性）、②当該分野の広がり（当該分野における産業の裾野の広がりや波及効果）、③日本の優位性（日本産業の技術上・事業上の優位性）、そして④国際標準化の意義（国際標準化による日本産業の育成や国際競争力への影響）などの4つの観点を勘案した総合的な検討が行われた（「知的財産戦略本部における国際標準化特定戦略分野の決定について」文部科学省、2010年6月）。

【註35】「国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化について」内閣官房知的財産戦略推進事務局、2010年12月、1～5頁。

【註36】「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」経済産業省、2010年11月、1～25頁。

【註37】優秀な頭脳と最先端の設備環境をもち、世界的に評価される研究拠点のこと。米国のマサチューセッツ工科大学、AT&T ベル研究所、IBM トマス・ワトソン研究所、ドイツのマックス・プランク研究所、英国のラザフォード・アプルトン研究所、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学、フランスのパストール研究所などがその例である。日本でも、国際競争力のある世界最高水準の大学作りを推進するために、文部科学省が21世紀 COE プログラムを2002年からスタートさせた（デジタル大辞泉）。

【註38】「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策について（報告）（抄）」知的財産戦略本部コンテンツ強化専門調査会インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ、2010年5月、1～11頁；『インターネット上の著作権侵害対策ハンドブック－欧州編－』文化庁、2010年3月。

【註39】コンテンツ強化専門調査会「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ」の会合が行われ、この問題に対する対策が検討されている。

【註40】たとえば、ベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるなどの方策（特許パック料金制度）などの検討・施行である。

【註41】「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の大筋合意について【海江田大臣（知的財産戦略担当）談話】」内閣官房知的財産戦略推進事務局、2010年10月2日。

IV – 3. 大学の知的財産の管理・活用と課題

1) 大学の知的財産の管理・活用に関する政策的な支援事業

日本の大学は【註42】、将来を担う人材の育成と学術研究をつうじて多様な「知」の創造により、人類共通の知的財産として蓄積することで、すなわち、発見、発明という知の創造に続いて、知の蓄積、知の体系化、そして知の継承により社会基盤の形成、文化の発展などに大きく寄与してきた。しかし、高度知識基盤経済時代の到来により一般社会の大学の役割に対するニーズと期待感はこれまでにも増してますます高まっている。

このような状況の中で、平成10年に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(Act on the Promotion of Technology Transfer from Universities to Private Business Operators；大学等技術移転促進法)」が制定(平成10年5月6日公布、平成17年7月26日改正)され、その後、承認 TLO(Technology Licensing Organization；技術移転機関)【註43】は年々増加し、平成22年6月現在、46機関で設置され、大学の研究成果の技術移転がますます活発になっている。また、平成11年には「産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法(The Law on Special Measures for Industrial Revitalization；産活法)」【註44】、平成12年には「産業技術力強化法(Industrial Technology Enhancement Act)」【註45】が制定され、国立大学の教員の民間企業への兼業規制の緩和、承認・認定 TLO【註46】の国立大学施設無償使用などの措置も講じられている。

そして、平成15年の「知的財産基本法(Intellectual Property Basic Act)」では大学の責務として、「大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究およびその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする」【註47】、「大学等は、研究者および技術者の職務および職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者および技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備および充実に努めるものとする」【註48】と明記している。また、同年の「知的財産推進計画」【註49】でも大学が創造した知的財産を組織的に管理・活用するために知的財産の原則機関帰属の推進が盛り込まれている。

【註42】この項は、主に『大学における知的財産管理・活用に関する調査研究報告書』財団法人知的財産研究所、2006年3月、1~7頁による。

【註43】承認 TLO とは、大学等技術移転促進法 (TLO 法) に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により特定大学技術移転事業 (TLO 事業) の実施計画の承認を受けた TLO のことである。

【註44】この法律は産業・企業の前向きな取り組みを支援するため措置された制度で、法律の内容は多岐に渡るもの、大きく以下の2つに分類される。(1)事業者が事業計画を作成し、国の認定を受けることにより、税制、金融、会社法の特例などのメリットを受けることができる。(2)(株)産業革新機構、事業再生 ADR、中小企業再生支援協議会、特定通常実施権登録に関する体制を整備している。

【註45】この法律は、産業技術力強化に関する施策の基本的事項、大学の研究活動の活性化のための環境整備、研究成果の産業への移転の円滑化、民間における技術の「実用化」に向けた環境整備などの内容になっている。

【註46】認定 TLO とは、申請者の属する省庁によりその事業に対する認定を受けることによって、その事業を行うことができる。認定機関の例として、関西 TLO (文部科学大臣認定 TLO)、(財)日本産業技術振興協会産総研イノベーションズ (経済産業省認定 TLO)、ヒューマンサイエンス技術移転センター (厚生労働省認定 TLO)、AFFTIS アイピー (農林水産大臣認定 TLO) などが挙げられる。

【註47】知的財産基本法第7条第1項。

【註48】知的財産基本法第7条第2項。

【註49】この知的財産推進計画は、知的財産基本法第23条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画のことである。正式名称は2003年の決定当初「知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画」であったが、2004年の改訂後は「知的財産推進計画」が正式名称となっている(ウィキペディア「フリー百科事典」による)。

このような中で、平成15年度から文部科学省により「大学知的財産本部整備事業」^{【註50】}、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」が開始^{【註51】}され、大学の知的財産管理体制への政策的な支援体制^{【註52】}も整備されるようになった。

これ以降の产学研官連携関連の政策的な整備事業については〈図表4〉を参照されたい。

〈図表4〉 产学研官連携関連の政策的な整備事業



資料：名古屋大学の产学研官連携関係ウェブサイト資料。

2) 大学の知的財産活動の課題

大学における知的財産の管理・運用体制は政府の政策的支援と各大学独自の努力により確立しつつある。しかしながら、確立されつつある管理・運用体制のさらなる改善を図りながらも、大学の知的財産活動において次のようないくつかの課題^{【註53】}を挙げることができる。

まず第1に、教育、学術研究機関としての大学本来の役割^{【註54】}をきちんと踏まえることである。研究成果の移転・普及と活用が大学の使命として一層期待される中で、大学の本来の役割の重要性は何ら変わらない。質の高い教育により優秀な人材が育てられ、この優秀な人材と充実した研究環境に基づいた高度な研究活動により優れた研究成果の創出につながり、ひいては研究成果の有効活用に結びつくことになる。

【註50】「大学知的財産本部整備事業」は、大学の知的財産の創出・管理・活用という新たな機能を着実に実施するための体制を整備し、知の活用を新たな知の創造にまで結びつけるという「知的創造サイクル」の実現を目的とするものである。

【註51】平成15年度から5年間にわたり、43の大学機関などで34の機関の「大学知的財産本部整備事業」、9の機関の「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」が開始された。

【註52】現在、政策的支援として、まず第1に、大学・高専・TLOなどへの特許相談・先行技術調査などの支援を行う大学特許強化支援、第2に、大学・高専・TLOなどの外国出願関連の費用支援を行う外国特許出願支援、そして第3に、優れた基本特許を中心とする特許群の形成を支援する特許群支援(平成22年度新規)などを挙げることができる。

【註53】【註18】の文献の4～15頁による。

【註54】学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号、最終改正：平成一九年六月二七日法律第九八号）第83条第1項によると、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」としている。

第2に、各大学の特色と取り巻く状況に応じた知的財産活動の組織体制、運用体制の整備・構築を図ることである。大学における知的財産活は各大学を取り巻く環境、すなわち、大学設立の形態、規模、地域性、学内の研究体制などに大きく関わることになる。すなわち、各大学のおかれた環境の変化に対応する形で、主体性に基づき独創的な取り組みを行うことが重要である。このため、大学間の取り組みの成功事例(best practice)や課題などについての情報共有・交換も不可欠であろう。

第3に、知的財産の移転・活用を最重要視した大学の知的財産活動であるべきである。大学の知的財産活動の成果として発明などに対する権利化の作業として特許などを出現するケースが多くなっている。しかしながら、上述したように、大学の本来の使命である研究成果の移転・活用である点から見て大学が持つべき権利化としては、技術移転の可能な特許、既に保有している特許の価値をより高めるための特許などであり、ただ出願すること、権利を取得することが目的である知的財産活動は避けるべきである。

V. 農林水産分野における知的財産の活用

V-1. 農林水産業における知的財産

農林水産省は【註55】知的財産の活発な創造(発掘)と有効な活用により高付加価値農林水産品の生産と販売、気球温暖化やエネルギー・人口増加と経済発展による食料需要の向上などに対応した作物の開発を行うことにより、産業競争力の強化、地域経済の活性化を目的とした「農林水産省知的財産戦略」【註56】を策定している。

昨今、知的創造活動により生み出された知的財産は、企業や個人が収益を得ていくのに不可欠な資源となっている。とくに、農林水産業において、生産・加工段階における新品種、技術開発の成果(特許)、生産技術、販売段階でのデザインやネーミング、さらには現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化などの情報・価値により農林水産物の付加価値が高められている。

こうした農林水産分野の知的財産で、知的財産権の対象となっているものは次のとおりである。まず第1に、新たに育成された種苗(植物の新品種)などの育成者権【註57】である。この育成者権とは、植物の新品種についての知的財産権であり、種苗法【註58】に基づく品種登録【註59】により発生することになっている。

【註55】この項は、主に金子和夫「知財の戦略的活用で攻める日本農業を」『AFC Forum』58巻7号、(株)日本政策金融公庫農林水産事業、2010年10月、3~6頁による。

【註56】「新たな農林水産業知的財産戦略」農林水産省、2010年3月1日、1~16頁。

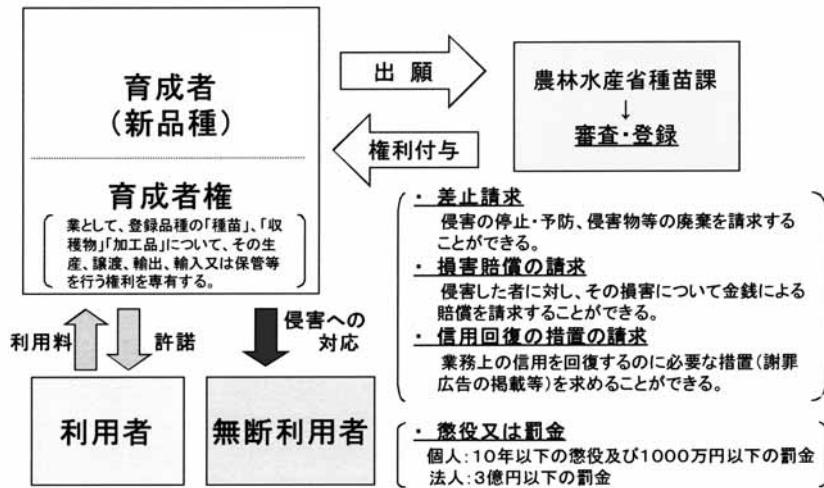
【註57】この育成者権は農産物の新品種を育成した者に対して与えられるもので、育成者権に登録されると、新品種を利用する権利(生産、調整、輸出入など)の専有が認められる。

【註58】この法律は、「新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制などについて定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的」とする法律である(第1条の目的、平成十年五月二十九日法律第八十三号)。

【註59】植物の新品種が登録されるためには、区別性、均一性、安定性、未譲渡性、そして名称の適切性などの条件を満たす必要がある。

種苗法に基づく品種保護制度^{【註60】}(品種登録制度)(図表5)は、植物の新品種を育成したものに対し、知的財産権の1つである育成者権を付与することで、植物の新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度である^{【註61】}。

〈図表5〉品質保護制度の概要



資料：農林水産省のウェブサイト資料。

第2に、植物関連発明^{【註62】}などの植物特許を挙げることができる。すなわち、産業上利用できる発明、たとえば、肥料、農薬、栽培技術などである。ここで、植物関連発明には新規植物、または新規植物の一部分、育成方法、繁殖方法に関する発明などが挙げられる。

第3に、地域農林水産物のブランドなどの商標権を挙げることができる。商標^{【註63】}とは、事業者が自己の取り扱う商品やサービスを他者のものと区別するために使用するマークのことである。農林水産物のブランド名や商品マークなどは、生産者が流通業者や消費者に自己の商品を差別化する重要な知的財産である。農林水産分野における地域ブランドは、食の安心・安全性に対する消費者の関心やニーズの高まりと、地域経済活性化の切り札として期待され、地方自治体を巻き込んで1つのブームとなっている。

【註60】品種保護制度については、国際条約として「植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)」がある。この条約は、植物の新品種を各國が共通の基本的原則に従って保護することにより、優れた品種の開発、流通を促進し、農業の発展に寄与することを目的として締結した条約である。UPOV条約の締結国は、平成22年3月現在、68カ国(EUを含む)であり、アジアでは日本、中国、韓国、シンガポールおよびベトナムの5カ国である(【註19】の文献の159頁による)。

【註61】『知的財産権制度入門』特許庁、2010年、159頁。

【註62】特許法では、「発明」を自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものと定義づけている(特許法第2条第1項)。

【註63】商標の種類としては、文字のみからなる文字商標、写実的なものから図案化したもの、幾何学的な模様などの図形のみから構成される図形商標、のれん記号、文字を図案化し組み合わせた記号、記号的な紋章の記号商標、立体的な形状からなる立体商標、そして異なる意味合いを持つ文字と文字を組み合わせた商標や、文字、図形、記号、立体的形状の2つ以上を組み合わせた結合商標などがある(『知的財産権制度入門』特許庁、2010年、67頁)。

第4に、商標法の一部を改正する法律により、一定範囲の周知度を得た段階で早期に権利取得ができる地域団体商標権^{【註64】}を挙げることができる。地域の自然的条件を活かした農林水産物や食品などの特産物、地域の歴史的な関連のある伝統工芸品、地域において提供される特色のあるサービスなど地域ブランド化^{【註65】}への取組は活発になっている。

第5に、地域の伝統を活かした地域固有の食文化^{【註66】}の創造・活用による意匠権を挙げることができる。農林水産省は地域の食材を活用した特徴的な料理などについて意匠権などの知的財産権の取得を目指す取り組みについて積極的な支援を行っている。すなわち、各地域段階で農林水産業、販売業、飲食業、食品加工製造業、宿泊業などの複数の業種・分野で人材の連携により、地域固有の料理の工夫や見直し、また創作料理の開発などを行い、地域の食に対する認知度の向上を図るとともに、地域団体商標や意匠権などの知的財産権の取得を目指す知的財産活動に政策的支援を行っている。

上述以外にも、古くからある農業技術、古くからある植物品種(コシヒカリ、ふじなど)、和牛などの動物の遺伝資源、地域ブランド、企業ブランド、伝統文化、そして人々により作られた農山漁村景観なども今後保護・活用していくべき重要な農林水産分野における知的財産であろう。

V－2. 農林水産分野における知的財産関連政策

－知的財産戦略・ブランド化総合事業－

農林水産省では^{【註67】}、日本の高度な技術力を活かした新食品・新素材の事業化や、知的財産権の活用による新産業分野の開拓のため、新食品・新素材の画期的な利用方法に関する情報を民間企業、産地などの関係者に提供するとともに、その新食品・新素材に関する研究成果を持つ大学、試験研究機関、民間企業および産地の連携による「新需要創造協議会」を育成し、その活動を支援している^{【註68】}。そして、農産物の機能性と栽培・加工技術を含めたデータベース化、機能性成分表示に向けたモデル的取り組みの実証に対して支援している^{【註69】}。また、新食品・新素材の安定供給体制の確立のため、原料農産物の安定的な生産技術や分別管理体制の確立に必要な技術実証やマニュアル作成などの支援も行っている^{【註70】}。

この事業の背景と課題としては、まず第1に、試験研究機関、民間企業などにより画期的な新品种・新技术の開発が進展していること。第2に、農山漁村の活力の再生のため、新品种・新技术を活用して付加価値の高い農産物を供給し、2次・3次産業と連携して新食品・新素材の事業化を進

【註64】地域団体商標の出願人が備えるべき要件としては、法人であること、事業組合などの特別の法律により設立された組合であること、設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保障されていること、商標が使用の実績により出願人である団体、またはその構成員の業務に関わる商品・サービスを表示するものとして周知となっていることを挙げることができる(「地域食品における知的財産の利活用を目指して」(社)食品需給研究センター、7頁)。

【註65】地域ブランド化の目的としては、消費者などへの訴求力の向上、差別化、付加価値の向上、事業者間の連携の促進、そして市民や行政の応援を受けることができるなどを挙げることができる(日本総合研究所「農林水産物・食品の地域ブランド確立に向けたガイドライン」2010年、6頁)。

【註66】地域の食文化とは、地域の人々が長い年月食生活を続けてきた中で受けつがれてきた、地域の気候風土に合った食べ物や食習慣のことである。そこには、昔から代々受け継がれてきた生活の知恵がつまっている。食は生きることであると観点から地域食文化に対する知的財産活動は今後ますます重要視され、より一層の政策的な支援を必要としている。

【註67】この項は、農林水産省のウェブサイト資料による。

【註68】これは新需要創造対策事業という。

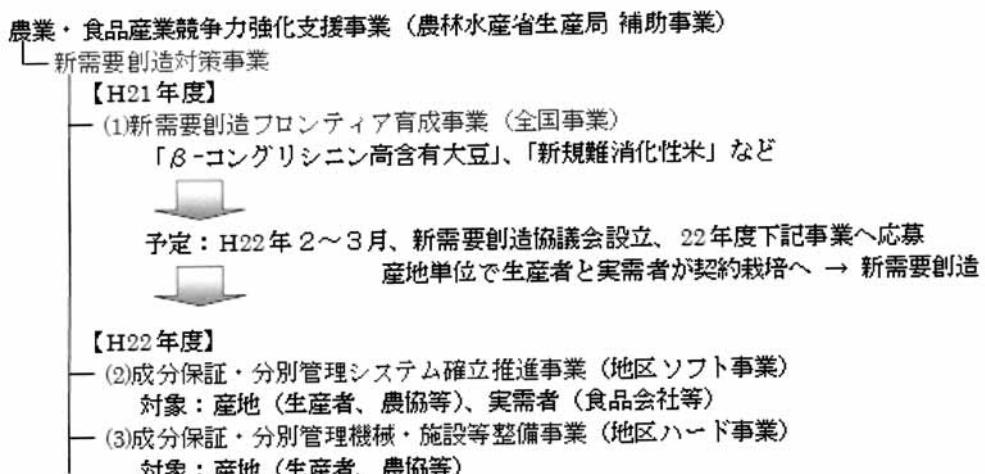
【註69】これは成分保証・分別管理体制確立推進事業(地区ソフト事業)という。

【註70】これは成分保証・分別管理機械・施設等整備事業(地区ハード事業)という。

めることにより、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図り、農山漁村の雇用の確保と所得の増大を図ることが重要となっていること。第3に、新食品・新素材の市場拡大を一層進めるためには、中小企業や農業生産法人などが情報を入手し得る環境整備や機能性成分表示の普及に向けた環境整備を図る必要があることなどを挙げることができる。

この事業の主な内容(図表6)としては、第1に、新需要創造に取り組むフロンティアの育成を挙げることができる。すなわち、大学や公的研究機関の開発した新品種・新技术、民間企業の研究成果、地域に埋もれた地域特産物について、新食品・新素材の商品化プランや有効性・安全性に関する情報発信など、事業化に向けた体制づくりの支援を行う。そして、農産物の機能性に関する情報、栽培管理・処理加工技術情報などの事業化に有用な情報を連携させたデータベースの構築や、農産物に含まれる機能性成分や栄養成分の表示の普及に向けたモデル的取り組みを支援することである。

〈図表6〉新需要創造対策事業の仕組み・流れ



また、300mから3,000mまでの標高差の中に多様な暮らしが存在しており、リンゴ、梨、桃、柿をはじめとする農作物の宝庫でもある。遠くに南アルプスを望み、天竜川が中央部を流れ、その両岸に桃源郷が広がる一体的な生活空間で、このような風景と歴史の中で独自の文化を育みながら、1つの生活圏域として山、里、街の多様な生活を紡いできた。

また、中央自動車道・東海環状自動車道、東名高速道路、三遠南信自動車道に囲まれた三遠南信地域、東濃地域、西三河地域は大きな経済圏を形成^{【註72】}し、日本のものづくり集積地となっている。三遠南信地域には200万人の人口を擁し、工業・農業の出荷額が高く、とくに、工業における製造品出荷額等は全国6番目を誇る地域である。この地域が持続可能な地域経営を進めていく上では、地域独自の自然・文化・風土を活かした地域づくりを続け、常に新しい情報を発信し続けながら三遠地域、東濃地域、西三河地域をはじめ中京方面との連携を強化することが課題である。

2) 市田柿の定義

「市田柿」^{【註73】}という名前は現在の下伊那郡高森町の市田地域で栽培されていたことから名前のついた渋柿の品種名で、その栽培の歴史は500年以上といわれ、これを干し柿にしたものも市田柿と呼ぶ。

かつて「農家の冬のボーナス」といわれた「市田柿」も、今や農協組合員を支える地域ブランドである。「柿の里」は、農家の労力軽減と販売高のアップに向け、平成15年から稼動し、「市田柿」の商品は主に農家で包装荷造りを行うが、高齢化などによりその負担が大きくなってきたため、農協が専門の施設の運営を始めた。現在「柿の里」では農家より受け入れた干し柿を選果し、リパックを行い、量販店・コンビニ向けなど実需者に対応したオリジナルの包装形態で販路を拡大している。「市田柿」は飯田・下伊那地方の秋の風物詩であるとともに、特産品であり、でき上がった干柿の販売高は全体で40~45億円にものぼる。その多くを担う農協では今後、柿農家の労働力支援をさらに進めるため、農業法人を設立し、生産から加工、販売までのすべての工程で農協が品質管理を行い、そして地域の企業・学術機関などと連携し、市田柿をさらに大きな成長産業へと育て上げていくことをめざしている。

3) 栽培から取り組む市田柿づくり

地域団体商標を取得している市田柿の栽培から出荷までの段階をJAみなみ信州のウェブサイト資料から紹介することにする。まず第1に、栽培段階での取り組みである。古くから冬の保存食として用いられていた市田柿の栽培と加工は伝統的な手法で続けられているが、近年その価値とブランドが認められるにつれて、より品質の良い干し柿を消費者に供給する必要が出てきた。

品質の良い干し柿を作るには、加工技術はもちろん、良い原料柿を用いることが何よりも重要で、良い原料柿を作るには、柿の収穫を終えて来年の収穫までの栽培管理が欠かせない。施肥やせん定、摘果などの管理が充実している園では、糖度が増し、優れた果実ができる。樹勢に応じた適切な施肥とせん定、摘果などの管理、病気や虫の発生を防ぎ果実を健やかに育てるための薬剤防除、そして収穫は急がず樹上で適熟になった柿を加工すること、このような農家の努力とJAの指導がブランドにつながっている。

^{【註72】} この地域は三猿南信自動車道やリニア中央新幹線といった大規模高速交通網の整備によりかつての東西、あるいは南北の交通の要衝としての機能を再び発揮する可能性が高まっている(「平成22年度南信州広域連合の現況」2010年5月、3頁)。

^{【註73】} ここは、『普及組織による商標・地域団体商標活用事例集』社団法人全国農業改良普及支援協会、2010年3月、113~117頁; JAみなみ信州のウェブサイト資料による。

第2に、市田柿の収穫段階での取り組みである。11月上旬から中旬にかけ、原料の生柿の収穫が行われ、この時、柿農家は畠での収穫と家での皮むき作業を平行して行い、全体が濃いオレンジ色になりよく熟した柿を収穫する。

第3に、柿むき・のれんづくり段階である。柿の皮をむいてのれんに吊るし、色のよい干し柿に仕上げるため、硫黄くんじょうを行う。皮むき機械で1日におよそ800kgの柿をむき、皮むき期間は量が多い農家だと10日間以上かかり、のれんごとの仕上がり時期も違うため、あらかじめ一つひとつ柿のれんの重量をチェックし、はざおろしの目安としている。

第4に、市田柿の乾燥段階である。1ヵ月程乾燥し、乾燥期間中、湿気が多いとカビが発生しやすく、乾燥しすぎても渋味が抜けにくくなってしまう。天気をみながら窓を開閉したり、のれんの間隔を調節したりと、適切な温度と湿度を保つよう工夫している。この地域の冬はとかく乾燥しがちなので、天竜川から湧き上がり段丘をのぼる霧が、干し柿を一気に乾かさないようにする自然の「加湿器」となり、市田柿独特の食感を生み出しているといわれている。

第5に、柿もみ・天日干し段階である。皮むき時の35%程の重さになるまで乾燥したら、のれんから下ろして、1個1個の乾燥程度を見ながら柿をもむ。水分の多い場合は、天日に干して調整し、柿もみは柿の中心部の水分を押し出してシワのないやわらかな干し柿をつくり、きめ細かい粉を出させるための重要な作業である。現在は、ドラム式の機械で行われ、3～4回程、ていねいな柿もみと寝せ込みを繰り返すと、白い粉(ブドウ糖)に覆われた干し柿ができ上がる。

第6に、完成品の出荷段階である。完成した干し柿は、農家にて化粧箱・トレーなどへの包装作業を行い、JAの集荷場にて内部検査を行ったうえで全国へ出荷される。また、バラの状態で集荷した干し柿はJAの「柿の里」にて選果・リパックを行い、量販店・コンビニ向けなど実需者に対応したオリジナルの包装形態で販路を拡大している。

4) 知的財産活動としての地域団体商標の取得

JAみなみ信州と下伊那園芸農業協同組合が共同出願した『市田柿』が2006年10月、長野県下初の地域ブランドに認定されたことで、全国で知名度が高まりつつあり、今や海外、とくに台湾にも輸出されて注目を集めている。ここでは、地域団体商標の権利化への背景とねらい、そして商標権を活用した取り組みについて述べることにする(図表7)。

近年、温暖化による気象変動が、干し柿の品質に大きく影響するようになったこと(カビ発生など)や、消費者の食への安心・安全と品質に対する意識の高まりを受け、産地が一体となり、市田柿への信頼の向上に向け、品質管理などに取り組むことが必要となった。また、海外産や他県産の粗悪な市田柿が流通することにより、市田柿への信頼が損なわれるおそれが生じた。

〈図表7〉市田柿の商標化(ブランド化):素材発掘から権利化の経過等

出願日	平成18年4月3日
登録日	平成18年11月10日
登録番号	第5002123号
出願種別	地域団体
登録商標	市田柿(標準文字)
権利者	みなみ信州農業協同組合、下伊那園芸農業協同組合
商品・役務分類等	第29類 長野県飯田市・下伊那郡産の干し柿
その他	平成19年3月19日市田柿ブランド推進協議の設立、集荷事業者と商標使用に関する協定締結

資料:『普及組織による商標・地域団体商標活用事例集』社団法人全国農業改良普及支援協会、2010年3月、113頁。

市田柿の商標権を活用した取り組みとしては、まず第1に、品質の管理である。産地一体となつたブランドの推進を図るため、商標権者（JA）と地元行政機関、集荷業者などで組織する市田柿ブランド推進協議会を設立し、同協議会をつうじて、原料柿の除菌技術の普及、加工の衛生管理マニュアルの配布、原料柿熟度情報の提供、商品性向上のための加工技術研修会など、衛生管理の徹底と品質の高位平準化に向けた取り組みがなされている。そして、商標の使用をブランド推進協議会への加入と、商標使用基準（衛生管理マニュアルの遵守、販売品質基準などを規定）の遵守を条件に商標権者と協定を締結した事業者のみに認めることで、品質と表示を管理している。

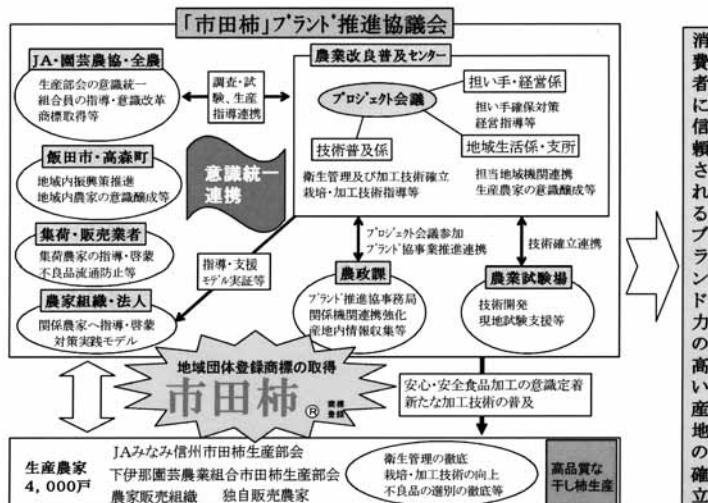
第2に、マーケティング・販路拡大である。市場出荷だけでなく、直売、インターネット通販、量販店やコンビニへの契約販売、輸出など、多様な流通チャンネルが形成され、マーケティングの取り組みも多様である。

取組例として、一部農業生産法人は長期貯蔵施設の整備により干し柿の長期出荷を実現し、インターネットを活用した通信販売など販売チャネルの多様化により売上げを拡大している。JAみなみ信州は農家の労力軽減と販路拡大を目指し、干し柿集出荷施設「柿の里」を整備し、農家より受け入れた干し柿の選果・リパックを行い、量販店・コンビニなど実需者に対応したオリジナル包装で販路を拡大し、パックに生産者番号を入れ、クレームがあった生産者に特別指導を行うなど、消費者の声を生産現場にフィードバックを行っている。下伊那園芸農協は台湾など海外販路の拡大に向け（JAみなみ信州オリジナル包装）、飯田市と連携して現地百貨店やスーパーなどで販促フェアを実施している。輸出の拡大を見据え、台湾、香港、中国にも商標登録出願中（出願者：みなみ信州農業協同組合、下伊那園芸農業協同組合）である。農村女性団体等は消費者へのPR、新たな加工品開発を目的とした料理コンクールの開催、消費者の市田柿への理解促進を目的としたセミナーを開催している。そして、産地のブランドイメージの確立に向け、ブランド推進協議会で、産地の出荷規格の統一や統一ブランドマークの作成に向けた検討を進めている。

5) 取組の成果・活用

商標の使用には、前述のようにブランド推進協議会への加入と商標使用基準の遵守が必要となつたことで、「市田柿」の表示は、原則として、衛生管理を徹底した高品質品に限られることになり、差別化が図られた。また、商標権の取得が生産者に誇りを与え、品質管理に向けた意識も高まった。ブランド推進協議会への加入業者は年々増加しており、現在の加入は22業者である（図表8）。

〈図表8〉市田柿のブランド推進体系



資料：『普及組織による商標・地域団体商標活用事例集』社団法人全国農業改良普及支援協力会、2010年3月、117頁。

VI. 農林水産分野における知的財産の活性化戦略

VI-1. 農林水産業における知的財産の開発方向

2007年3月に政府は「農林水産省知的財産戦略」を策定し、食と農林水産分野の知的財産の創造・保護・活用の強化に積極的に取り組み始めた。農林水産省は、平成20年度の重点的取り組みとして、農林水産分野の知的財産の創造・保護・活用の促進、地域ブランド化の推進、植物新品種の育成者権の保護強化、知的財産意識の普及啓発と人材育成に政策的に取り組む。農林水産物は、料理の仕方が重要であるため、日本料理や郷土料理などの食の文化とともに食材を輸出することが不可欠である。また、ビジネスや観光などにより来日した諸外国人に日本の食材の試食機会を提供したり、外国で見本市などを開催している【註74】。

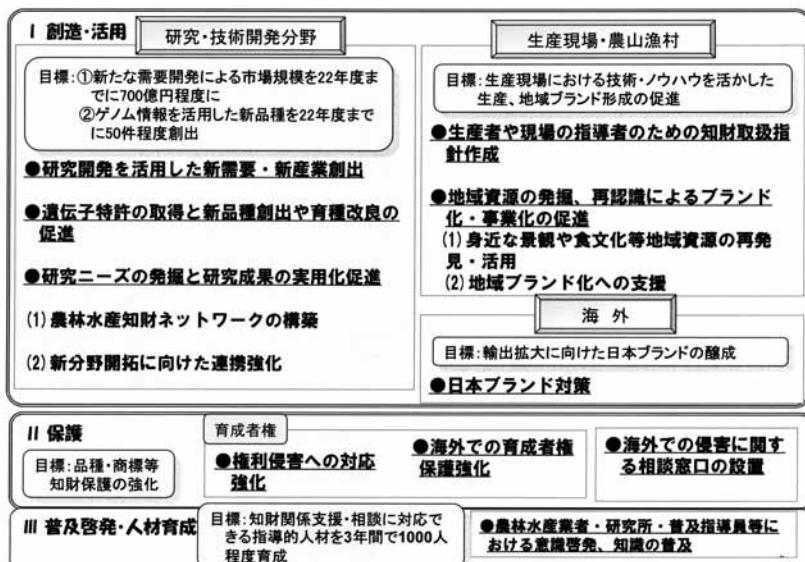
VI-2. 農林水産分野における知的財産の活性化戦略の構築

農林水産省では、知的財産に関する施策を強力に推進するため、「新たな農林水産省知的財産戦略」【註75】を策定した。その策定の経緯としては、2007年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定したが、同戦略は2009年度までを念頭においていたものであり、今後も知的財産に関する施策を強力・積極的に推進するため、外部の有識者の意見も聴きながら、2014年度までの5年間を実施期間として「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定したものである。

その基本的考え方としては、農林水産業では、生産・加工段階における植物の新品種、技術開発の成果(特許など)の活用、販売段階におけるデザイン(意匠)やネーミング(商標)の工夫、さらには、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった無形の情報・価値(知的財産)により、産物の付加価値が高められている。

日本の農林水産業は、知的財産の側面では競争力があるため、これを活用し、国内外の消費者のニーズに対応した付加価値の高い農林水産物や食品の生産・販売を実現することにより、農山漁村の6次産業化(農林漁業者が生産・加工・流通を一体化し、所得の増大や、2次・3次産業と連携して地域ビジネスの展開や新たな産業を創出することで儲かる農林水産業を実現すること)や国際競争力の強化と地域活性化につなげることを目的として、2014年度までの5年間を実施期間とする新たな知的財産戦略を策定した(図表9)。

〈図表9〉 農林水産省財産戦略における主な施策



資料：松原明紀「農林水産省の知的財産戦略について～農林水産省・食品産業における知的財産の創造・保護・活用～」農林水産省、2007年11月、8頁。

この「新たな農林水産省知的財産戦略」では、知的財産の創造・活用、知的財産の保護強化、そして普及啓発・人材育成を3本柱の戦略として掲げている。これについて少し詳しく紹介すると次のとおりである。

【戦略I】として、知的財産の創造・活用である。この戦略を達成するための具体的な施策として、まず第1に、研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用を挙げることができる。これのための、細部施策としては、遺伝子解明・特許の取得と新品種育成等の促進(ゲノム情報を活用した新品種育成等の促進、和牛等の遺伝子特許取得と育種改良の促進など)、出口を見据えた戦略的研究開発の推進(研究・技術開発ツールの戦略的な投入、研究開発から普及・産業化までの一貫した支援、そして農林水産知的財産ネットワークの充実など)、そして農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出(新産業の創出、バイオマス利活用促進、そして米の新規需要への対応など)などを挙げている。

第2に、農林漁業者等現場の技術・ノウハウなどの伝承・活用の促進を挙げることができる。これのための、細部施策としては、篤農家のもつ技術やノウハウを承継するシステムの開発^{【註74】}などと特色ある現場創造型技術の普及促進^{【註75】}などを掲げている。

第3に、地域ブランドの発掘・創造支援を掲げている。これのための、細部施策としては、地域ブランド化の取り組みに対する支援、農林水産省のウェブサイトにおける地域ブランド関係情報の発信、農林水産物・食品に係る地域ブランド化の今後の展開方向、そして地理的表示制度^{【註76】}の検討などを掲げている。

第4に、食文化の創造・活用を掲げている。地域の食材をコアとした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館などの関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠などの知的財産権の取得を目指す取り組みへの支援を行う。

第5に、海外における日本ブランド展開を挙げることができる。具体的には、在外公館などを活用した日本食・日本食材と日本食文化の普及や、海外の国際見本市でのジャパンパビリオンの設置と海外高級百貨店などにおける販売拠点の設置により、海外需要者に美味しさや品質の高さを訴求するとしている。

第6に、景観・伝統文化などの地域資源の再発見・活用である。このために、グリーンツーリズムの更なる展開、地域資源を活用したビジネス創出の促進、そして教育の場としての農山漁村の活用などを掲げている。

【註74】生越由美「食と農林水産の知財戦略」『産学官連携ジャーナル』2008年4月号。

【註75】「新たな農林水産省知的財産戦略」農林水産省、2010年3月1日。

【註76】篤農家のもつ技術やノウハウをデータ化して蓄積し、データマイニング(data mining)手法を用い分析することにより、農業者の目指す方向に沿ったアドバイスをコンピュータが適時に行い、農業者の意思決定を支援する「AI（アグリインフォマティクス）システム」を開発するとしている。

【註77】普及組織と関係機関が連携して、篤農家のもつ特色ある優れた技術の若手農家への承継や効果的な活用を促進するため、篤農家などのもつ技術の実証・改良など農業者の主体的な取り組みを支援するとしている。

【註78】地理的表示制度について、TRIPS協定(Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights；知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)第22条第1項では、「ある商品について、その確立した品質、社会的評価、その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域、または領域内の地域、もしくは地方を原産地とすることを特定する表示(indications which identify a good as originating in the territory of a Member, or a region or locality in that territory, where a given quality, reputation or other characteristic of the good is essentially attributable to its geographical origin)」と定義している。

第7に、種苗の安定供給体制の確保である。優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、その安定供給を図ることは、農林業分野における知的財産施策の根幹をなすものである。とくに、稻、麦、大豆、ばれいしょ、さとうきび、野菜の種子、林木、そして林業用苗木などについて、取り組みの機関を政策的に支援するとしている。

【戦略Ⅱ】として、知的財産の保護強化を掲げている。この戦略を達成するための具体的な施策として、まず第1に、植物新品種の保護強化である。これための、細部施策としては、審査の国際標準化・迅速化、権利侵害対策の強化、「東アジア植物品種保護フォーラム(The East Asia Plant Variety Protection Forum)」^{【註79】}の積極的な推進、そして品種保護制度運用の国際標準化の推進などを掲げている。

第2に、海外での商標権侵害対策である。海外において「青森」「越光」などの地名や品種名が商標出願や登録された問題については、関心を有する地方自治体や農林水産関係団体、弁護士、弁理士などの参加により、2009年度に「農林水産知的財産保護コンソーシアム」^{【註80】}が設立され、中国などの海外における商標出願状況を一体的に監視する体制が整えられたところである。今後も、問題のある商標出願や登録については、経済産業省、JETROなどの関係機関とも連携しつつ、関係国・地域に対し、制度・運用改善の働きかけを行っていくとしている。

第3に、家畜の遺伝資源の保護対策である。このための、細部施策としては、精液の流通管理の徹底と「和牛」表示の厳格な運用^{【註81】}などを掲げている。

【戦略Ⅲ】として、普及啓発・人材育成である。この戦略を達成するための具体的な施策として、まず第1に、知的財産相談のワンストップ化である。付加価値の高い農林水産物・食品の生産を実現するためには、①特色ある新品種については育成者権、②画期的な新技術や独自の栽培技術・ノウハウについては特許権、③独自の工夫をした農機具については実用新案権、④特色のある商品マークやブランド名称については商標権、⑤地域の特産物・料理については地域団体商標権、⑥創作料理のデザインについては意匠権といった知的財産権の取得・活用など、知的財産に関する知識とその実践が欠かせない。これをふまえ、現場の農林漁業者や食品産業事業者が新品種・新技術の開発・導入から販売までをつうじて、一貫して相談できる体制を整備するとしている。

第2に、現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上である。このために、多様な人材との連携・協働、技術・ノウハウの伝承、知的財産意識の向上、そして普及組織をつうじた知的財産に関する知識の普及・啓発などを掲げている。

【註79】東アジア植物品種保護フォーラムとは、植物品種保護に関わる ASEAN+3の各国関係者(日本、韓国、中国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、そしてベトナム)が、各の制度や運用状況などを相互に理解し、植物品種保護制度の整備と調和を促進することを目的として、制度運営のための協力について幅広く意見・情報の交換を行う場である。フォーラムの活動によって、植物の品種という知的財産の保護に基づく植物新品種の育成の振興、新品種の国際取引の促進および知的財産を活用した種苗産業の多様なビジネスの展開、これらをつうじた東アジア域内の農林水産業・食品産業のさらなる発展が期待される(東アジア植物品種保護フォーラムウェブサイト資料による)。

【註80】コンソーシアムは共同事業体とも訳され、ある目的のために複数の団体で形成する組織のこと、農林水産知的財産保護コンソーシアムでは、中国や台湾における第3者による日本の地名、品種名などの商標登録を防ぐため、全国の自治体や団体などが結びつき、一元的な監視や情報収集・提供を行うことを目的に2009年6月に設立された。主な事業内容としては、中国・台湾における商標出願状況の一元的監視、「日本ブランド」の農林水産物・食品に係る模倣品、産地偽装などの海外現地調査、そして中国・台湾など海外における知的財産問題に係る現地相談会の開催などである。

【註81】「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」(2007年3月26日 食肉の表示に関する検討会とりまとめ)の普及により、食肉販売事業者などが消費者にわかりやすい表示を行うよう自主的な取り組みを促している。

第3に、農林水産関係試験研究機関への普及啓発である。このために、知的財産に関するセミナーなどの実施をつうじ、知的財産に関する知識や考え方を一層普及する。また、実際に技術移転を行っているTLOの人脈・ノウハウを生かした「知的財産専門家養成ワークショップ」を開催し、知的財産担当者の実践的なスキル向上を図ろうとしている。

VII. おわりに

本稿では主に、農林水産分野における地域知的財産の活用と活性化戦略の考察を試みたものである。このために、知的財産権の意義と種類、知的財産の経済的価値評価のアプローチ、日本における知的財産政策の動向(「知的財産推進計画2010」と大学の知的財産の管理・保護と課題)、農林水産分野における知的財産の活用(とくに、農林水産省の知的財産政策である「知的財産戦略・ブランド化総合事業」の考察と、農林水産分野における知的財産の活用事例として長野県南信州の「市田柿」の事例分析)、そして農林水産分野における知的財産の活性化戦略、とくに「新たな農林水産省知的財産戦略」の考察を行ったものである。

ここでは農林水産分野における知的財産活の課題^{【註82】}、とくに、大学の研究者である立場から、いわゆる日本版バイ・ドール条項(産業活力再生特別措置法第30条)^{【註83】}について簡略に述べることで結びとしたい^{【註84】}。

アメリカのバイ・ドール法(the Bayh-Dole Act; 正式名称は Patent and Trademark Act Amendments of 1980)を参考とし、政府資金による委託研究開発から派生した特許権などを民間企業等に帰属させることにより、政府資金による民間企業や大学での研究開発およびその実施化を活性化させることや、これらを用いた新しい商品の生産・販売、新しい役務の提供、新しい生産方式等の導入、新たな事業分野の開拓につながるといった効果がもたらされ、新たな技術が活発に生まれる環境が整備され、全体として産業の生産性向上が図られることとなる。

この措置の主な内容としては、第1に、この措置により、以下の3つの条件を受託者が受諾する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っているすべての委託研究開発(特殊法人などをつうじて行うものを含む)に係る知的財産権について、100%受託企業に帰属させ得ることとすることである。その3つの条件とは、①研究成果が得られた場合には国に報告すること、②国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知的所有権を無償で国に実施許諾すること、そして③当該知的所有権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知的所有権を実施許諾することなどである。

【註82】農林水産分野における知的財産活動の課題は、「新たな農林水産省知的財産戦略」で掲げる3本柱の戦略そのものであると著者は認識している。すなわち、新たな農林水産省知的財産戦略で掲げている対応方策が抽象的に留まっているのではなく、今後5年間、実現のための一層の努力を傾注すべきであろう。

【註83】「バイ・ドール法」(1980年アメリカ合衆国特許商標法修正条項の通称)とは、1980年に米国で制定された法律で、この修正条項により従来、米国政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が政府のみに帰属していた制度から、大学側や研究者に特許権を帰属させる余地が認められるようになった。日本でこの「バイ・ドール法」にあたる法律は「産業活力再生特別措置法(1999年施行・2003年改正)」で、日本版バイドール法とよばれている(产学連携キーワード辞典)。

【註84】ここは、「日本版バイ・ドール条項について(産業活力再生特別措置法第30条)」経済産業省のウェブサイト資料による。

第2に、研究活動の活性化と事業活動におけるその成果の効率的な活用の促進を図るという本条項の目的および、実際の国の委託研究において国に譲渡することとされている知的財産権の内容を踏まえ、受託者に帰属させ得る知的財産権として、①特許権、特許を受ける権利（特許法）、②実用新案権、実用新案登録を受ける権利（実用新案法）、③意匠権、意匠登録を受ける権利（意匠法）、④プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権（著作権法）、⑤回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（半導体集積回路の回路配置に関する法律）、そして⑥育成者権（種苗法）を政令で規定するとしている。

このような政策の確実な実行と支援などにより、農林水産関連の大学・研究機関、民間企業などの技術開発などが一層活発に行われ、日本の農林水産業の成長と国際競争力の向上などを期待しやまない。

〔付記〕本研究の遂行にあたり、平成22年度松本大学学術研究助成費(Grants-in Aid for Research Activity of Matsumoto University, No.10111033)の助成を頂いた。ここに記し、感謝の意を表す。

【主要参考・引用文献】

- [1] 渡邊俊輔編『知的財産－戦略・評価・会計－』東洋経済新報社、2002年6月。
- [2] 農林水産分野知的財産研究会編『よくわかる農林水産業の知的財産権』ぎょうせい、2008年1月。
- [3] 「知的財産基本法」(法律第122号)、2002年12月。
- [4] 山本大輔・森智世『入門知的資産の価値評価』東洋経済新報社、2002年9月。
- [5] 『知的財産権制度入門』特許庁、2010年。
- [6] 「知的財産推進計画2010」知識財産戦略本部、2010年5月。
- [7] 『知って得する知的財産関連支援策』特許庁、2010年3月。
- [8] 『産業財産権の現状と課題～125周年を迎えた産業財産権制度～(特許行政年次報告書2010年版)』特許庁、2010年7月。
- [9] 「新成長戦略実現2011」2011年1月25日閣議決定。
- [10] 「知的財産戦略本部における国際標準化特定戦略分野の決定について」文部科学省、2010年6月。
- [11] 「「文化産業」大国に向けて－文化産業を21世紀のリーディング産業に－」経済産業省、2010年4月。
- [12] 「農林水産省における平成20年度知的財産関連施策の概要」農林水産省知的財産戦略チーム、2008年3月。
- [13] 「農林水産現場で開発された知的財産の発掘・活用のあり方について」社団法人農林水産技術情報協会、2009年3月。
- [14] 「農林水産物・食品の地域ブランド化の推進に向けて」農林水産省、2009年2月。
- [15] 「国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化について」内閣官房知的財産戦略推進事務局、2010年12月。
- [16] 「コンテンツ産業の現状と今後の発展の方向性」経済産業省、2010年11月。
- [17] 川合靖洋「農林水産物・食品の地域ブランド化の推進に向けて」農林水産省、2009年11月。
- [18] 「農林水産知的財産保護コンソーシアム設立趣意書」農林水産省、2009年6月。
- [19] 内藤恵久「地理的表示の保護制度に関する現状と課題－EUにおける現状と我が国における保護制度の検討－」『第2106回定期研究会資料』農林水産政策研究所、2010年7月。
- [20] 「大学等における产学研官連携の現状について」『产学研官連携推進委員会科学技術・学术審議会産業連携・地域支援部会資料』2011年4月。
- [21] 『大学における知的財産管理・活用に関する調査研究報告書』財団法人知的財産研究所、2006年3月。
- [22] 生越由美「食と農林水産の知財戦略」『产学研官連携ジャーナル』2008年4月号。
- [23] 『普及組織による商標・地域団体商標活用事例集』社団法人全国農業改良普及支援協会、2010年3月、113～117頁。

- [24] 松原明紀「農林水産省の知的財産戦略について～農林水産業・食品産業における知的財産の創造・保護・活用～」2007年11月。
- [25] 金子和夫「知財の戦略的活用で攻める日本農業を」『AFC Forum』58巻7号, (株)日本政策金融公庫農林水産事業, 2010年10月。
- [26] 鈴木公明「知的財産の価値評価」『tokugikon』No. 240, 2006年2月。
- [27] 金ホンス「無形資産の価値評価の原理と方法」(<http://www.kapanet.or.kr/>), 2005年9月.
- [28] JA みなみ信州のウェブサイト資料。
- [29] 久保田裕美「農林水産分野の知的財産制度における現状と課題」『2008年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会, 2008年12月, 171～178頁。
- [30] 市村雅俊「農林水産分野における知的財産の展開と地域農業振興」『地域政策研究』第13巻第1号, 高崎経済大学地域政策学会, 2010年7月, 39～49頁。
- [31] KREI(2008), *Study on the development strategies and protections of intellectual properties in Korea agriculture*, RDA.
- [32] Lim, S.G.(2002), *A Study on the Valuation of Intangible Assets - Focused on Intellectual Property-*, Dongguk Univ.
- [33] Taplin, R.(2004), *VALUING INTELLECTUAL PROPERTY IN JAPAN, BRITAIN AND USA*, Routledge.
- [34] WIPO(2004), *WIPO Intellectual Property Handbook: Policy, Law and Use*.